



2025年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社 有沢製作所
代表者名 代表取締役社長 有沢 悠太
(コード番号：5208 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 増田 竹史
(TEL：025-524-7101)

取締役への譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、取締役への譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催予定の第77回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社の取締役の報酬等の額は、2004年6月29日開催の第56回定時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、社内取締役のみを対象とする譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額50百万円以内かつ、当社普通株式総数5万株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役全員が株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として、これまで社内取締役のみを対象としていた譲渡制限付株式の付与のための報酬を社外取締役に対しても以下の制度の下で支給することといたしました。

また、対象となる取締役に社外取締役を加えることに伴い、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額を現行の年額50百万円以内から同60百万円以内に、付与する当社普通株式の総数を現行の5万株以内から6万株以内に増加させたいと存じます。

2. 本制度の内容

① 概要

株式報酬(非金銭報酬)は譲渡制限付株式報酬とし、当社の株式価値と報酬との連動性を明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として退任時に譲渡制限が解除されるプランとしております。

対象取締役(社内取締役および社外取締役)は、当社の取締役会決議に基づき支給される譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は

処分を受けます。各対象取締役への割当株式数は、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえ、個別に定める基準額に相当する数を取締役会で決定します。

② 本制度における金銭報酬債権の額ならびに割当株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は年額 60 百万円以内、割当てる当社株式数は年 6 万株以内といたします。

③ 1 株当たりの払込金額

1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲の金額といたします。

④ 譲渡制限期間

対象取締役は、割当を受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします。

⑤ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記④に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記④に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑥ その他の事項

組織再編時等における本制度の取り扱い、割当株式に関する株式分割あるいは株式併合時の取扱い、その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

3. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以上